

# 急傾斜地における土砂災害特別警戒区域の指定と移転支援について

防災・エネルギー対策特別委員会  
平成26年(2014年)12月22日  
土木交通部 砂防課

## ■ 急傾斜地の区域指定状況

警戒区域指定数 : 2,050箇所(内 特別警戒区域:1,705箇所) (平成26年12月5日現在)  
指定率 : 75.4% (急傾斜地土砂災害危険箇所 2,719箇所)  
特別警戒区域内規制家屋数 : 1,571 戸

## ■ 特別警戒区域内における移転支援制度

### がけ地近接等危険住宅移転事業 (国支援制度)

事業主体:地方公共団体(原則市町)

対象区域:①災害危険区域 ②土砂災害特別警戒区域 等

採択条件

(1)既存不適格住宅

(2)特定行政庁が安全上の是正勧告等を行った住宅

補助対象額

除去費 802千円

建物助成費 4,150千円

※借入金利子(年率8.5%を限度とする)に相当する額の費用を交付  
最高4,150千円まで補助の対象。

県における①災害危険区域における実績

昭和47年度以降:除却50戸、建物助成46戸

## ■ 土砂災害警戒区域における対策施設整備

急傾斜地崩壊対策のためのよう壁、法面防護柵等の整備

・補助急傾斜地崩壊対策事業 (人家10戸以上/箇所)

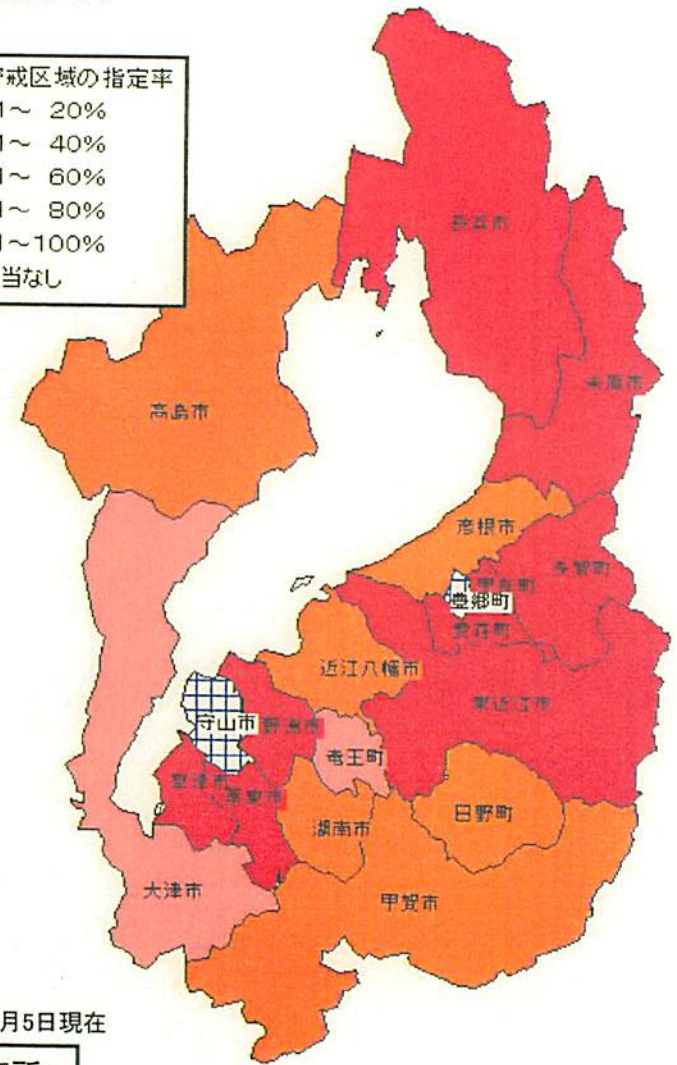
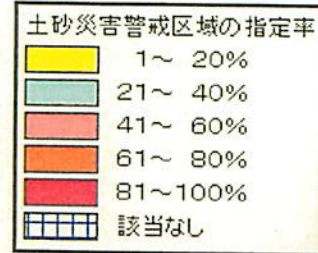
・市町急傾斜地崩壊対策事業 (人家5~9戸/箇所)

整備済み箇所 251箇所 (平成26年3月末現在)  
整備率 23.9% (事業対象箇所 1,049箇所)

# 土砂災害警戒区域等の指定状況

国土地理院承認 平14総規 第149号

土木事務所	市町名	土砂災害危険箇所 (a)	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類								区域指定率 (b/a)
			土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計		
			うち特別		うち特別		うち特別 (b)		うち特別		
大 津	大 津 市	1195	175	108	392	354	0	0	567	462	47%
	小 計	1195	175	108	392	354	0	0	567	462	47%
南 部	草 津 市	8	0	0	17	13	0	0	17	13	213%
	守 山 市	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	栗 東 市	86	18	8	75	70	0	0	93	78	108%
	野 洲 市	69	60	24	27	23	0	0	87	47	126%
	小 計	163	78	32	119	106	0	0	197	138	121%
甲 賀	甲 賀 市	799	272	148	334	270	0	0	606	418	76%
	湖 南 市	176	58	31	63	44	0	0	121	75	69%
	小 計	975	330	179	397	314	0	0	727	493	75%
東 近 江	近江八幡市	109	22	13	59	41	0	0	81	54	74%
	田安土町	30	7	3	17	15	0	0	24	18	80%
	近江八幡市 計	139	29	16	76	56	0	0	105	72	76%
	東近江市	289	98	31	138	111	0	0	236	142	82%
	日 野 町	177	22	4	118	64	0	0	140	68	79%
	竜 王 町	21	6	3	6	5	0	0	12	8	57%
	小 計	626	155	54	338	236	0	0	493	290	79%
湖 東	彦 根 市	139	41	24	69	60	0	0	110	84	79%
	愛 荘 町	27	12	3	10	5	0	0	22	8	81%
	豊 郷 町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	甲 良 町	9	5	2	5	4	0	0	10	6	111%
	多 賀 町	251	127	64	129	104	0	0	256	168	102%
小 計	426	185	93	213	173	0	0	398	266	93%	
長 浜	米 原 市	241	91	44	110	92	0	0	201	136	83%
	長浜市	140	70	37	50	48	0	0	120	85	86%
	旭 郷 町	2	0	0	1	1	0	0	1	1	50%
	旭 郷 町 (1)	23	4	3	3	3	0	0	7	6	30%
	小 計	406	165	84	164	144	0	0	329	228	81%
木 之 本	長浜市	58	20	7	21	7	0	0	41	14	71%
	木之本町	144	63	28	66	60	0	0	129	88	90%
	田 原 町	176	93	65	52	49	0	0	145	114	82%
	田原浅井町	169	112	68	67	54	0	0	179	122	106%
	小 計	547	288	168	206	170	0	0	494	338	90%
長浜市 計	712	362	208	260	222	0	0	622	430	87%	
高 島	高 島 市	572	200	114	221	208	0	0	421	322	74%
	小 計	572	200	114	221	208	0	0	421	322	74%
合 計	19 (17)	4,910	1,576	832	2,050	1,705	0	0	3,626	2,537	73.8%



平成26年 12月5日現在

3,626箇所



# 土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。



## 基礎調査の実施

都道府県が、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

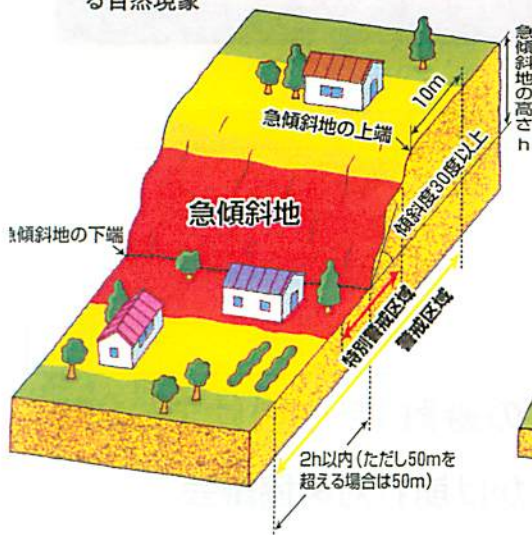
## 土砂災害警戒区域の指定 〈土砂災害のおそれがある区域〉

## 土砂災害特別警戒区域 〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

こんな場所が  
区域指定の  
対象となります。

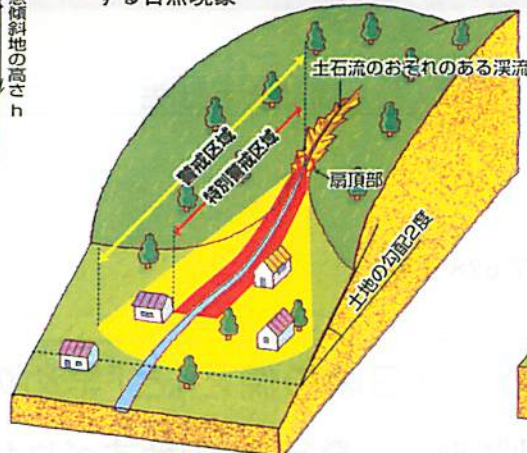
### がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



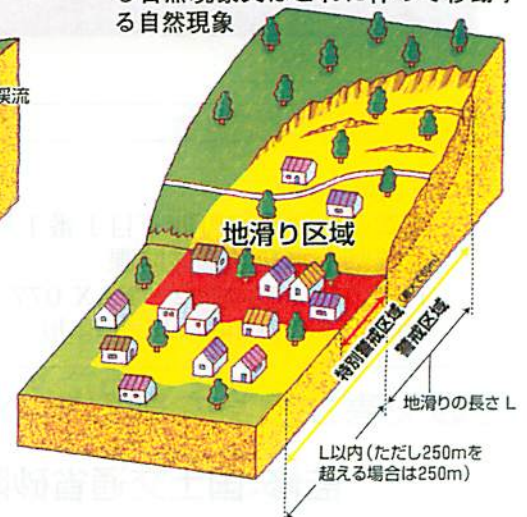
### 土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



### 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象





# 「土砂災害防止法」で区域に指定されると…



## 警戒区域では



### 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村】



### 建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

【建築主事を置く地方公共団体】

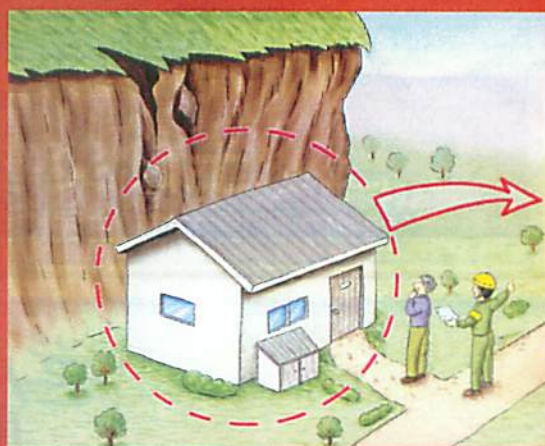
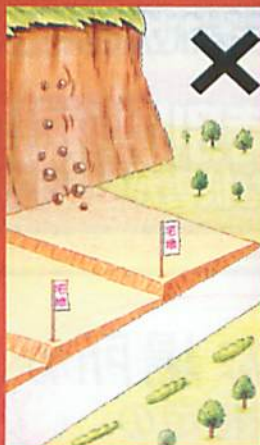
## 特別警戒区域ではさらに



### 特定開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

【都道府県】



### 建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

【都道府県】

## お問い合わせ先

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県土木交通部砂防課

TEL 077-528-4192・FAX 077-528-4907

Email ha07@pref.shiga.lg.jp

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心掛けましょう。

監修：国土交通省砂防部

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会